

議案第78号

市税条例等の一部を改正する条例の制定について

市税条例等の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

伊丹市長 中田 慎也

理由

督促手数料を廃止するほか、所要の規定整備を行うため。

市税条例等の一部を改正する条例（令和7年伊丹市条例
第号）

（市税条例の一部改正）

第1条 市税条例（昭和29年条例第316号）の一部を次のように改定する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条から第22条の2までを次のように改める。

第21条から第22条の2まで 削除

第27条から第30条までを次のように改める。

第27条から第30条まで 削除

（伊丹市税外収入に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正）

第2条 伊丹市税外収入に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成24年伊丹市条例第44号）の一部を次のように改定する。

題名を次のように改める。

伊丹市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例

第1条中「督促手数料及び」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

付則第2項中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改める。

（伊丹市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第3条 伊丹市後期高齢者医療に関する条例（平成20年伊丹市条例第3号）の一部を次のように改定する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

付則第2条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

（伊丹市介護保険条例の一部改正）

第4条 伊丹市介護保険条例（平成12年伊丹市条例第4号）の一部を次のように改定する。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

(伊丹市営住宅条例の一部改正)

第5条 伊丹市営住宅条例（平成9年伊丹市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「（平成5年建設省令第16号）」を削る。

第26条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

付則第8項中「第26条第3項」を「第26条第2項」に改める。

(阪神間都市計画下水道事業伊丹市公共下水道受益者負担に関する条例の一部改正)

第6条 阪神間都市計画下水道事業伊丹市公共下水道受益者負担に関する条例（昭和45年伊丹市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「行なわれた」を「行われた」に改める。

第9条及び第10条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第14条の見出し中「および督促手数料」を削り、同条第2項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。